

「協同組合福岡情報ビジネス ETCカード安心サービス規定」(見舞金給付規定)

(目的)

第1条 本規定は、協同組合 福岡情報ビジネス(以下「甲」といいます。)が、組合員(以下「乙」といいます。)およびその使用者その他の従事者(以下「丙」といいます。)を対象に運営する見舞金給付制度の取扱いについて定めます。

(用語の定義)

第2条 本規定において、次に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによります。

(1) ETCカード

乙が契約者となるETCシステムを利用するためのICカードで、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。)またはクレジットカード会社のいずれかが発行するもの

(2) 利用登録車両

乙が甲を通じ、三会社またはクレジットカード会社に対して、正しくセットアップしたETC車載器の車載器管理番号の届出を行っている車両

(3) ETC車載器

ETCカードを挿入し高速道路料金所に設置されたアンテナ(装置)と料金支払いに必要な情報を無線通信するために利用登録車両に取り付けられた正しくセットアップされた機器

(4) 高速道路

ETCカードが利用できる道路であって、インターチェンジを含み、サービスエリアおよびパーキングエリアを含みません。

(5) 補償期間

乙のご加入日より解約のお申し出があった月までとします。但し、ETCカード安心サービス料金が未納の場合は、補償期間とはなりません。

(再発行手数料を免除する場合)

第3条 甲は、補償期間中、日本国内において乙または丙に次に掲げる事象が生じた場合に、再発行手数料を免除します。

- (1) ETCカードの磁器不良や紛失が発生した場合、再発行手数料を年間1回に限り免除します。
- (2) ETCカード紛失の場合、警察への届け出が必要となります。
- (3) 加入後6ヶ月を経過したETCカードが対象となります。

(見舞金を給付する場合)

第4条 甲は、補償期間中、日本国内において乙または丙に次の各号に掲げる事故が生じた場合に、第6条(見舞金の給付)に従い、見舞金を給付します。

- (1) ETCカードの利用登録車両を運転中の交通事故を直接の結果とする死亡。ただし、その交通事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に限りします。
  - (2) ETCカードの利用登録車両を運転中の交通事故を直接の結果とする創傷。ただし、その交通事故の日からその日を含めて7日以内に入院した場合に限りします。
  - (3) ETCカードの利用登録車両を運転中パーキングエリア内での事故にて車両に故障が発生した場合。
- 2 甲は、補償期間中、日本国内において乙に次の各号に掲げる損害が生じた場合に、第6条(見舞金の給付)に従い、見舞金を給付します。
- (1) ETCカードの利用登録車両に搭載されているETC車載器の盗難による盗取、破損の損害。
  - (2) ETCカードが盗取、詐欺もしくは横領(以下「盗難」といいます。)され、または紛失し、かつ、補償期間中に他人に不正使用されたことによる損害。ただし、ETCカードが盗難にあいまたは紛失した旨の通知をカード発行者である三会社またはクレジットカード会社に対して行った日(以下「通知日」といいます。)の前日以降、通知日の10日後までの11日間に行なわれた不正使用による損害に限りします。

(見舞金を給付しない事由)

第5条 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた第3条(再発行手数料を免除する場合)や第4条(見舞金を給付する場合)の事故または損害が生じた場合には、免除や給付金の支払いを行いません。

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意
- (2) 乙(法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、丙またはこれらのもの法定代理人
- (3) ア以外の見舞金を請求できる者
- (4) 乙または丙の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 乙または丙が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ない恐れのある状態で自動車を運転している間に生じた事故
- (6) 乙または丙の脳疾患、疾病または心神喪失
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動もしくは騒ぎよいうまたは暴動争議
- (8) 地震・噴火またはこれらによる津波、風災、水災、雪害その他の天災
- (9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下、同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (10) 前(3)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第(7)号以外の放射線照射または放射能汚染

2 甲は、第3条(再発行手数料を免除する場合)や第4条(見舞金給付する場合)第2項(1)号の損害が生じた場合において、前項に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって損害が生じた場合には、免除や給付金の支払いを行いません。

- (1) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- (2) 詐欺または横領
- (3) 次のいずれかに該当する盗難事故

ア. 警察に届出のない盗難

- イ. ETC車載器が車両から取り外された状態における盗難
  - ウ. 車両の外部に侵入の痕跡(ガラス、鍵穴、ドア等の損傷をいいます。)のない盗難
- エ. 上記ア〜ウ以外の不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は、この限りではありません。

オ. 盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難

3 甲は、3条(再発行手数料を免除する場合)や第4条(見舞金給付する場合)第2項(2)号の損害が生じた場合において、前項に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては免除や給付金の支払いを行いません。

- (1) 本見舞金制度の開始する前に生じていたETCカードの磁気不良や紛失または盗難
- (2) 他人に譲渡・貸与または担保差入れされたETCカードの使用
- (3) 高速道路の通行以外での使用
- (4) ETCカードに記載された交換期限を経過した後に行なわれた使用
- (5) ETCカードの利用規約違反

4 甲は、第4条(見舞金給付する場合)第1項(3)号の損害が生じた場合において、前項に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては免除や給付金の支払いを行いません。

- (1) 飛び石等ガラスの破損、タイヤの損傷

(見舞金の給付)

第6条 第3条(再発行手数料を免除する場合)や第4条(見舞金を給付する場合)に規定する事故または損害等が生じた場合に免除または給付する見舞金の種類、見舞金の額および見舞金を請求できる者は別表1によります。

- 2 甲が行う手数料免除は、加入6ヶ月経過後から補償対象期間中、加入カード1枚につき1年間に1回とします。
- 3 甲は給付する見舞金は、補償対象期間中、利用登録車両1台につき1年間に1回とします。
- 4 甲は給付する故障見舞金は、修理実費の50%までとし最大10万円支払うこととします。(100円単位切捨て)
- 5 複数の見舞金に該当する場合は、その中で最も高額となる見舞金を給付します。

(手数料免除並び見舞金の請求)

- 第7条 乙または見舞金を受け取るべき者が見舞金の給付を受けようとするときは、事故発生後、遅滞なく、書面をもってこれを甲に通知するとともに、別表2に掲げる書類のうち甲が求めるものを遅延なく提出しなければなりません。
- 2 見舞金を受け取るべき者が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは甲は見舞金を給付しません。
- 3 第4条(見舞金を給付する場合)に規定する事故または損害等が発生した日(第4条第1項第(1)号の事故については死亡した日、第4条第1項第(2)号の事故については受傷した日)より3か月を経過した後になされた見舞金の請求に対しては、甲は見舞金を給付しません。

(他の補償制度との関係)

第8条 本規定による見舞金の給付は、他の補償制度により支払われる見舞金等とは無関係に行うものとし、

(譲渡および質入の禁止)

第9条 乙、丙および見舞金を請求できる者は、本規定に定める地位もしくは権利を譲渡、質入または担保提供などの行為を行うことはできません。

(本規定の変更)

- 第10条 甲は乙の了承を得ることなく、この規定を変更することがあります。この場合には、補償内容は、変更後の規定によります。
- 2 変更後の規定については、甲が別途定める場合を除いて、組合員へ表示した時点より、効力を生じるものとし、

(本見舞金給付制度の中止)

- 第11条 組合員へ事前に通知をした上で、本見舞金給付制度の全部または一部の提供を中止することがあります。
- 2 甲は、本見舞金給付制度の提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う乙、丙または他者からの損害賠償の請求を免れるものとし、

(本見舞金給付制度の運営)

第12条 甲は、本見舞金給付制度は協同組合福岡情報ビジネスが指定する慶甲見舞金の範囲内で運営いたします。

(個人情報の第三者提供)

第13条 甲は、本見舞金給付制度の履行のために必要な範囲において、見舞金給付にたり知り得た個人情報第三者に対して提供することがあります。

(準拠)

第14条 本規定に定めのない事態が生じた場合には、信義に反しない限り日本国内の法令に定めるところに従うものとし、

(施行時期)

第15条 本規定に定める見舞金給付制度はご加入日より適用となります。

(規約の改定並びに承認)

協同組合福岡情報ビジネスは、必要と認めた場合に本規約を随時改定することができるものとし、改定を行った場合には改定規約をウェブサイト (<http://www.fjbnct.com/fjb/etc/pdf/puls.pdf>) に公開するものとします。改定日以降、何ら異議申し立てなく ETC カードを利用したときは、本規約の改定を承認したものとみなします。なお、何らかの異議を申し立てた場合、本サービスの解約の意思とみなし解約手続き完了までの間は、改定前の本規約を引き続き適用します。

別表1

事故または損害や障害の内容	給付する見舞金及び免除される手数料	給付額及び免除される項目	見舞金等を請求できる者
第3条	再発行手数料	ETCコーポレートカード：629円(免除) オリックスETCカード：550円(免除)	乙
第4条第1項第(1号)	高速道路路上事故(死亡)見舞金	10万円(給付)	乙
第4条第1項第(2号)	高速道路路上事故(創傷)見舞金	3万円(給付)	乙
第4条第1項第(3号)	高速道路路上故障見舞金	最大10万円(給付)	乙
第4条第2項第(1号)	ETC車載器盗難見舞金	最大3万円(給付)	乙
第4条第2項第(2号)	ETCカード不正利用損害見舞金	損害額1万円以上のおとき 1万円(給付) 損害額3万円以上のおとき 3万円(給付) 損害額5万円以上のおとき 5万円(給付) 損害額10万円以上のおとき 10万円(給付)	乙

別表2

見舞金・免除の種類 必要書類	再発行手数料	高速道路路上 事故(死亡) 見舞金	高速道路路上 事故(創傷) 見舞金	高速道路路上 故障見舞金	ETC車載器 盗難見舞金	ETCカード 不正利用 損害見舞金
紛失届	○	-	-	-	-	-
再発行届	○	-	-	-	-	-
ETCカード(写)	-	○	○	○	○	○
事故通知書兼見舞金給付請求書	-	○	○	○	○	○
運転免許証(写)	-	○	○	○	○	-
公の機関の事故証明書	-	○	○	○	○	-
死亡診断書または死体検案書	-	○	-	-	-	-
病院の領収書	-	-	○	-	-	-
事故写真並び 修理代請求書または領収書	-	-	-	○	○	-
不正利用された額が 確認できる資料	-	-	-	-	-	○
運転者が丙であることを 確認できる資料	-	○	○	-	○	-
上記のほか甲が 必要と認める資料	○	○	○	○	○	○

※死亡事故見舞金に関する丙の相続等に関する一切の責任及び見舞金申請等に関する全ての責は 乙が負うものとし、

以上